

市川三郷町告示第3号

下記町有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の第6第1項の規定に基づき公告する。

平成28年1月15日

市川三郷町長 久保 眞一



1 一般競争に付する事項

(1) 売払い物件の名称等

名称	種目	所在地	最低売却価格
トヨタ セルシオ	乗用自動車	市川三郷町市川大門 1790 番 3	10,000 円

(2) 入札区分

本案件は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う案件であり、入札に関する手続きについては、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

2 競争入札参加資格

(1) 次に掲げる者は、入札に参加できない。

- ア 地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに該当する者
- ウ 日本語を完全に理解しない者
- エ 市川三郷町が定める市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオーク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- オ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

(2) 後記5に掲げる公有財産売却システムを利用して入札に参加する場合の手続きを有効に完了した者であること。

(3) その他、競争入札参加資格については、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

市川三郷町のホームページ又は公有財産売却システムからダウンロードできる。

- ア 市川三郷町ホームページ (<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/>)
- イ 公有財産売却システム (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

(2) 市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドライン、仕様書等の交付方法

市川三郷町のホームページ又は公有財産売却システム（前記 3（1）記載のとおり。）からダウンロードできる。

(3) 契約条項に関する問い合わせ先

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790 番 1

市川三郷町財政課公有財産売却担当（本庁舎 2 階）

TEL : 055-272-6091（直通）

4 予定価格（最低売却価格）

別途定める。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 入札に参加する場合の手続き

(1) 申込方法

ア ヤフー株式会社の運営する「公有財産売却システム」を利用して参加を希望する物件への申込（以下、「仮申込」という。）を行う。

イ 仮申込を行った後、次に掲げる方法により申請（以下、「本申込」という。）する。

(2) 入札保証金の納付方法についてはクレジットカードによる納付とする。

仮申込終了後、市川三郷町のホームページより申込書を印刷し、申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をし、その他の必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、市川三郷町に送付する。（郵便の場合は申込締切日の消印有効）

(3) 申込（提出）期間

ア 仮申込（公有財産売却システムによる参加の申込み）

平成 28 年 1 月 15 日（金）午後 1 時 00 分から

平成 28 年 2 月 4 日（木）午後 2 時 00 分まで

イ 本申込（前記 5（1）に掲げる書類の提出）

平成 28 年 1 月 15 日（金）午後 1 時 00 分から

平成 28 年 2 月 5 日（金）午後 5 時 00 分まで

(4) 申込（提出）先

〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790 番 1

市川三郷町財政課公有財産売却担当（本庁舎 2 階）

(5) その他

ア 仮申込及び本申込に要する費用は、申込者の負担とする。

イ 一度、受領した書類は還付しない。

ウ その他、公有財産売却システムを利用して入札に参加する場合の手続きについては、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

6 下見会の開催

開催しない。ただし事前に電話等で申し込むことにより、参加申込期間中に限り準備可能(平日の日中に限る)。

7 入札期間、方法

(1) 入札期間

平成 28 年 2 月 19 日 (金) 午後 1 時 00 分から

平成 28 年 2 月 26 日 (金) 午後 1 時 00 分まで

(2) 入札方法

ア 入札は、公有財産売却システムより行う。したがって、公有財産売却システム以外
の入札は無効とする。

イ 入札金額は、総価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入力すること。

ウ 入札回数は、1 回限りとする。

エ 予定価格を下回る入札金額は、無効とする。

オ その他、入札方法については、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

8 開札及び落札者の決定

(1) 日時 平成 28 年 2 月 26 日 (金) 午後 2 時 00 分から

(2) 場所 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790 番 1

(3) 開札及び落札者の決定

ア 予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あった場合には、く
じ（自動抽選）で落札者を決定する。

9 入札の無効について

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

10 入札保証金の納付について

要する。

(1) 納付

入札に参加する者は、予定価格の 100 分の 10 以上の額の入札保証金を市川三郷町の定める方法により納付すること。

(2) 還付

入札保証金は、次のとおり処理する。

ア 落札者

契約保証金は充当する。

イ 落札者以外の者

入札終了後全額還付する。また、入札に参加の申込みを行ったものの入札を行わなかった場合も、入札保証金の還付は入札終了後とする。

なお、入札保証金の還付は、入札終了後約 4 週間程度を要する場合がある。

(3) その他

ア 落札者が契約締結時まで契約を締結しないときは、又は入札参加者が入札に関して不正な行為を行ったときは、その者の納付した入札保証金は市川三郷町に帰属する。

イ その他、入札保証金については、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

11 契約保証金

要する。

(1) 納付及び入札保証金からの充当

落札者は、前記 1 (1) の各物件ごとに、予定価格の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結日までに納付しなければならない。

なお、契約保証金は、前記 10 (1) で納付した入札保証金をこれに充当する。

(2) その他

ア 落札者が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当する。

イ その他、契約保証金については、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

12 契約の締結

(1) 契約書の作成の要否

要する。

(2) 契約の締結

ア 本契約については、落札者が市川三郷町から交付された契約書に記名・押印して取り交わすものとする。

イ 落札者が契約を締結しないときは、落札を無効とする。

(3) 売買代金の残金の納付

- ア 平成 28 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 30 分までに納付する。
- イ 期限までに納付が確認できないときは、契約保証金は町に帰属する。
- ウ 残金は、落札価格から契約保証金を差し引いた額とする。

13 物件の引き渡し

- (1) 物件の引き渡しに要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 契約締結後に発生した物件の破損、消失など市川三郷町の責めに帰すことのできない事由による代金の減額等は行わない。
- (3) 物件は、すべて現況有姿により引き渡すものとし、引き渡し後、隠れた瑕疵があった場合であっても代金の減免、若しくは損害賠償の請求はできない。
- (4) 契約締結後、いかなる理由がある場合でも返品、交換は受け付けない。

14 その他

(1) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、公有財産売却システムの障害発生等により入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札が公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期または中止することがある。なお、この延期又は中止による損害は、入札者の負担とする。

(2) その他

詳細は、市川三郷町インターネット公有財産売却ガイドライン等による。